

「4号建築物」

西澤博文(船橋支部)

土台と基礎の緊結

建築基準法施行令の木造仕用規定項目のチェック
 令第42条 1項: 1階柱脚は土台に緊結
 2項: 土台は基礎に緊結

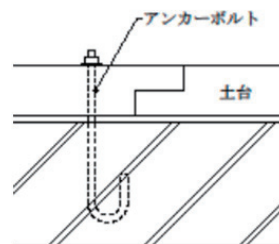
土台を設置し、基礎に緊結する。

(建築基準法施行令第42条2項 参考)

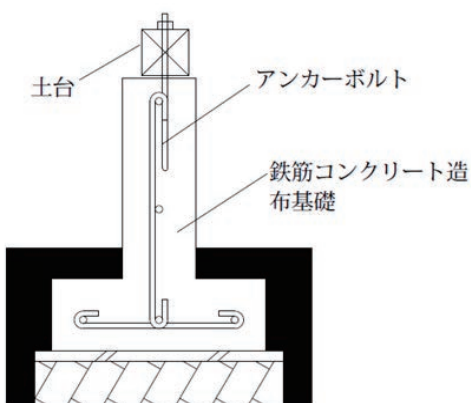
土台から上の構造物は、基礎と一体となっていることが求められている。そのため、下図のように土台を基礎に緊結する必要がある。

アンカーボルトの設置箇所について、法律には細かな規定はないが、以下のように設けるのが望ましい。

- ① 耐力壁の両端の柱に近接して
- ② 土台の継手および仕口箇所の上木端部
- ③ その他2階建てでは間隔2.7m以内
(参考 3階高は間隔2.0m以内)



また、アンカーボルトの埋め込み長さについても、同様に法律には、細かな規定はないが、Zマーク表示金物等の認定を取得したものを、その方法に従って設ける。



- Ⅰ 平屋建ての建築物で足固めを使用したものは、土台を設けないこともできる。
- Ⅰ 延べ床面積が50㎡以下の平屋建ての建築物では、土台を基礎に緊結しないこともできる。

ただし、その場合でも構造安全性をどのように確保するかを検討する必要がある